



「修理する権利」って、知ってますか？

やまかわ はじめ
京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授 山川 肇

修理する権利

読者の皆さんは、「修理する権利」って、聞いたことがありますか？「修理する権利」というのは、文字どおり「自分の物を修理できる権利」です。「そんなのあたりまえでは？」と思うかもしれませんが、本当にそうでしょうか？修理しようと思ってお店に持って行っただけ「部品がもうないので修理できません」と言われたことはありませんか？自分で修理しようとしたけど、ねじの形が変で自分でふたが開けられなかった、ということはありませんか？案外、自分の所有物なのに修理したくても修理できないのです。これに対して「所有するものはすべて修理できるべきである」という考えのもと、「修理する権利」運動が広がっていききました¹⁾。

一方で、「修理」によって製品を長く使用していくことは、サーキュラーエコノミー、すなわち社会に投入した資源から生み出される価値を最大限に活用する経済を実現し、持続可能な社会を作っていくためにも非常に重要な取り組みです。こうした観点からも、近年、「修理する権利」が主張され、欧米を中心にその実現に向けた政策が展開しつつあるのです。

この「修理する権利」を実現し、修理を促進するためには、①修理しやすい製品づくりを促進・義務化する政策、

②ユーザーや修理業者が修理部品・専用工具・修理に必要な情報等にアクセスできるようにする政策、③消費者にとって修理しやすい環境づくりを行う政策、等が必要です。この記事ではこれらの政策について、EUやフランスのいくつかの例を紹介するとともに、日本での修理政策の現状と今後に期待されることについて述べたいと思います。

なおこの記事の多くの内容は、廃棄物資源循環学会誌 35 巻 3 号の特集「リペア・リユースと循環経済」の各記事からピックアップしたものです。関心のある方は、是非、下記サイトよりこの特集をご覧ください。

https://www.jstage.jst.go.jp/browse/mcwmr/35/3/_contents/-char/ja

修理しやすい製品づくりの促進・義務化

一つめの政策タイプは、修理しやすい製品づくりに関する政策です。例えばEUでは、携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン等のバッテリー内蔵製品のバッテリーをユーザーが簡単に取り外し、交換できるようにする規制が2027年にスタートします¹⁾。フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）の時代には自分でバッテリー交換するのはあたりまえで、修理というほど大げさなものでもありま

せんでしたが、最近のスマートフォンではほとんど自分では交換できない設計になっており、バッテリー容量がなくなってくると製品を買い換えるケースもあったかと思います。しかし自分で交換可能になることで、より長く使えるようになると思われます。またエコデザイン規則(EU)2023/1670では、携帯電話やタブレット端末については、ディスプレイ等の主要部品が、一般的な工具で交換できる設計でなくてはならず、特殊な工具や接着剤を多用することは原則として認められていないなど、分解・修理しやすい設計にすることも義務化されています。その他いくつかの電気・電子機器等に対して同様に主要部品の分解が容易な設計等が義務化されており、さらに今後対象製品は増えていく予定です。

またフランスではスマートフォンやノートパソコン、いくつかの電気・電子機器に対して修理可能性のスコアの表示が義務化されています。フランスの修理可能性指標は、修理マニュアル等の入手しやすさ、製品の分解しやすさ、修理に必要な工具・金具の種類、部品の入手しやすさと価格、その他製品固有の基準等に基づいて算出されます²⁾。このような指標を表示することは、消費者が修理しやすい製品を選択する上でも、メーカーに製品を修理しやすくするよう動機づける上でも、有用だと思われます。

ユーザーや修理業者の部品・専用工具・情報等へのアクセスの実現

2つめのタイプの政策は、製品の所有者やメーカー系列とは異なる修理業

者が、メーカー系列の修理業者と同等の条件で、修理部品、専用工具、マニュアル・診断情報、その他の修理に必要な情報にアクセスできるようメーカーに義務づける制度です。米国の自動車や車いす、農業機器、電子機器等の「修理する権利」に関する各種州法は、多少の違いはありますが、このような規定が制度の中心になっています¹⁾。

こうした制度がないと、例えばスマートフォンのねじが特殊な形状をしたねじのため、自分で開けて修理したいと思っても専用工具がなくてできない¹⁾ということが起こります。また、メーカー系列の修理業者が修理市場を独占し、競争が起こらないことで、価格が高止まりしたり、修理のサービス水準が向上しない可能性もあります。こうしたことから、このような修理部品・専用工具や修理に必要な情報へのアクセス権が「修理する権利」として主張され、法制化されてきています。

なお関連する制度として、修理部品の保有年数に関する制度があります。EUの新たな制度では、メーカーに一定期間、修理用部品を適正な価格で入手できるようにすることを義務づけています²⁾。

消費者にとって修理しやすい環境づくり

3つめの政策タイプは、消費者が修理する際の障壁を低くして、修理をしやすくする政策です。私たちが修理することを考えるとき、自分で修理するにはどうしたらよいか、あるいはどこに依頼したらよいか、費用・手間・必

要な時間が許容範囲か、修理に出している間どのようにしのぐかなど、いくつか考えなければいけないことがあります。EUでは、これらのことをより容易にできるようにサポートする政策が導入されつつあります。

まずどうしたらよいかについては、デジタル製品パスポート（DPP）と呼ばれるしくみで、修理・分解マニュアルや部品情報、修理可能性に関する情報等、各種情報が今後提供される予定です。これにより自分で修理したいときに必要な情報が入手しやすくなりますし、購入時に修理しやすい製品を選ぶこともできるようになります。なおDPPとは、製品に表示されるQRコード等をスマートフォン等で読み取ることで各種の製品情報が表示されるしくみで、2027年に開始され、順次対象製品が拡大される予定です³⁾。一方、修理事業者の情報については、2027年開始予定の欧州修理オンライン・プラットフォームで検索できるようになります。消費者は、このWebサイトで修理事業者の情報（所在地、修理所要時間、代替品提供の有無とその費用、製

品の引き渡し場所等の修理条件、修理品質基準等）を検索でき、比較可能な共通フォーマットで料金等の情報提供を依頼することもできる予定です³⁾。上記の情報のうち、代替品提供の有無とその費用が事前にわかれば、必要に応じて代替品を借りることも可能になり、修理に出している間どのようにしのぐかという問題の解決にも貢献します。なお修理の場としては、修理業者だけでなく、リペアカフェ等の地域の取り組みも登録される予定です。リペアカフェについては、本誌の瀬沢氏の記事で詳しく報告されているのでご参照ください（pp.26-33）。

費用・手間・時間等の問題については、EUでは、指定された製品群のメーカーは合理的な期間と価格で製品を修理しなければならない制度が動き始めています。修理用部品・工具を販売する場合も合理的な価格で提供することが必要です³⁾。例えばエコデザイン規則（EU）2023/1670では、携帯電話やタブレット端末のメーカーは、市場に製品を投入してから最初の5年間は修理用部品の注文を受けてから5営業日以内に部品

を納入することを定めています。また一般的な修理の目安価格を含め、修理サービスに関する情報をWebサイトで提供することも求められています²⁾。さらに費用については、EUの指令により加盟国は修理促進施策を一つ以上導入することが求められていて、その中には修理クーポンの発行や修理基金の設置等もあり、消費者の修理費用を安くする施策が含まれます²⁾。すでにオーストリアでは、電気・電子機器修理促進キャンペーンの一環として修理代金が50%割引（最大200€）される施策があり、フランスにも類似の施策があります²⁾。

フランスの修理費用支援施策と拡大生産者責任（EPR）

ところでフランスの場合、電気・電子機器または衣類・履物の修理を、国から認定を受けた修理業者に依頼すると、支払い時に製品グループごとに決まった割引を受けることができますが、その割引分は生産者等によってつくられた生産者責任機構から修理業者に払い戻されます。そしてその財源は、フランス市場に製品を出すメーカーの拠出金によって賄われています。また各メーカーが支払う拠出金の水準は、そのメーカーの製品が修理しやすいほど安くなるように設定されています。すなわちフランスでは、修理にもEPRの考え方が適用されていると考えられます⁴⁾。

ここで修理政策とEPRの関係について考えてみたいと思います。EPRとは、基本的には使用後の製品・容器包装に対して生産者が責任を負うという考え

方です。回収・リユース／リサイクル／適正処理のシステムを作り、その運用費用も生産費用の一部として負担することで、持続的に循環させるしくみを維持することと、そのしくみを通して使用後のことを考えた製品設計に変えていくことがこの考え方の2つの大きな柱になっています。

この考え方をフランスの修理割引のしくみに適用して解釈すれば、フランスでは修理もリサイクルと同様に廃棄を回避し、環境への負荷を削減する手段として位置づけ、その修理費用の一部を生産者が負担することで持続的に修理するしくみを維持するとともに、メーカーが製品設計を修理しやすいものに変えるインセンティブを作り出していると考えられます。特にフランスでは修理しやすい製品にすると費用負担が小さくなるしくみも導入することで、さらに修理しやすい製品にするインセンティブを強化しています。

修理はリサイクルやリユースと同じく、機械化して大量に実施することでコストを下げるのが難しい業種です。その一方で、大量生産によりコストが下がる新品の価格より安くなければ需要がなくなるため、所得水準が上昇して人件費が上昇すると利潤を生みだすことが難しくなり、事業を継続することが難しくなると考えられます。この点も、新資源の価格よりも安くなければ需要がなくなるリサイクルと同様です。しかし社会に投入した資源から生み出す価値を最大限に活用するサーキュラーエコノミーを実現するためには、



修理業はこれからますます発展させていく必要がある業種でもあります。

こうしたことから、EPR の考え方を活用して、修理費用の一定の割合を生産者の拠出金によって賄い、かつ、その拠出金の水準を製品の修理しやすさで調整するしくみは、サーキュラーエコノミーを発展させる上で有効ではないかと考えられます。

日本の修理政策の現状と今後への期待

このように EU やフランスではさまざまな修理政策が展開されてきていますが、日本ではどうなっているのでしょうか？2000 年にできた「循環型社会形成推進基本法」では、修理体制の充実を製造・販売事業者の責務として挙げていて、その頃に少し修理関連の法制度も充実しましたが、最近の国際的な動向を受けた政策展開は、筆者が知る限り今のところみられません。ここでは先に挙げた 3 つのタイプの政策について、日本の状況を簡単に紹介したいと思います。なお以下の内容は、上記の特集の中の拙著⁵⁾をもとに書いています。詳細はそちらをご覧ください。

さて、まずは修理しやすい製品づくりに関する政策です。資源有効利用促進法という法律に関連する規定があります。例えば、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機の家電 4 品目、パソコン・電子レンジ・金属製オフィス家具等の指定された製品群について、部品を共通化することで修理を簡単にすること、部品交換を簡単にできるようにすること、

と、安全に修理できるようにすることなどが定められています。自動車についても修理が安全で簡単にできるようにすることなどが定められています。2000 年からこういう規定があったという意味では進んでいたのですが、最近の EU の制度ほど具体的ではなく、またこれをチェックして前に進めるしくみが無い点等が課題です。フランスで実施されている修理可能性指標の導入は今後の方向性の一つとして考えられます。修理可能性の算出と公表は、チェック機能を果たすとともに、比較されることでより修理しやすい製品を実現するインセンティブになることが期待できるからです。また携帯電話等、上記の規定の対象外になっている重要な製品群もあり、その点の見直しもこれからの課題と考えられます。

次に、ユーザーや修理業者の修理部品・専用工具・修理に必要な情報等へのアクセスの実現に関する政策です。日本には上記のようなアクセスを義務づける制度は、筆者が知る限りありませんが、家電製品の修理部品の保有年数については、日本にも制度があります。1965 年にできたもので、カタログに表示する必要のある情報に、部品の最低保有期間が入っており、冷蔵庫・エアコンは 9 年、テレビ・電子レンジ・ステレオ 8 年、洗濯機・掃除機 6 年等となっています。ただし携帯電話等、その後普及した製品は含まれていません。また少し調べた範囲では、家電以外にはあまりこうした規定がないようです。部品がなくて直らなかったという場合も多いので、より多くの製品に部

品の最低保有年数の規定を拡大することが必要だと思われます。また、さすがにカタログに表示されているだけでは、今時あまり見られないでしょうし、その他の修理に必要な情報も含めて、ユーザーや修理業者が簡単に確認できるよう EU の DPP や修理オンライン・プラットフォームのような取り組みも期待されます。

最後に、消費者が修理する際の障壁を低くして、修理をしやすくする政策です。まずどうしたらよいか、どこに依頼すればよいか、に答える取り組みですが、日本の国の政策には見当たりません。しかし京都市には「京都市ごみ減量推進会議」による「もっぺん」という修理店、リユース店を検索できるポータルサイトがあります。詳しくは本誌の野村氏らの記事 (pp. 14-19) にゆずりますが、政令市や都道府県等の地域でこうしたサイトづくりに取り組むのは、一つの方法だと思います。さらに、最近では京都府長岡京市のように自治体の粗大ごみ収集のページで、「ジモティ」や「おいくら」などのリユース系サイトを紹介してリユースを促す取り組みが出てきていますが、こうしたページに「もっぺん」のような修理情報のサイトを紹介するという方法も

考えられます。

費用・手間・時間等の課題についても日本の国の政策は見当たりませんが、おもちゃ限定の、リペアカフェに近い取り組みであるおもちゃ病院⁶⁾を環境学習施設で行なっている自治体があり、中にはおもちゃ以外の修理も行なっているところもあります。環境学習施設の取り組みの詳細は本誌の正垣氏らの記事 (pp. 74-77) をご覧いただければと思いますが、おもちゃ病院は部品代以外は原則無料で修理してくれる場であり、修理費用を下げる取り組みといえます。ただしメーカーや修理業者による修理を完全に代替するサービスではありません。EU のように、メーカーや民間修理業者が合理的な価格・納期で修理できるように基準を設定する施策等が望まれます。

以上みてきたように、日本にも一部取り組みはあるものの、近年の国際的な修理政策の展開内容と比較すると、不足する点が多々あります。日本のサーキュラーエコノミー実現に向けて、上記で述べたような修理政策が進むことを期待したいと思います。

参考文献

- 1) E. Chamberlain and K. Wiens: 修理する権利を取り戻す iFixit の活動, 廃棄物資源循環学会誌, 第 35 巻, 第 3 号, pp. 187-197 (2024)
- 2) 栗生木千佳: 欧州循環経済政策における修理 (リペア) 施策と関連取組, 廃棄物資源循環学会誌, 第 35 巻, 第 3 号, pp. 167-175 (2024)
- 3) JETRO 調査部: EU 循環型経済関連法の最新概要 エコデザイン規則, 修理する権利指令, 包装・包装廃棄物規則案 (2024), https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e2a3dada17af22e3/20240023_01.pdf (閲覧日 2025 年 3 月 20 日)
- 4) S. Cimadomo: Reforming Extended Producer Responsibility Schemes to Promote Repair (2024), <https://repair.eu/news/reforming-extended-producer-responsibility-schemes-to-promote-repair/> (accessed 2025-March-20)
- 5) 山川 肇: 日本の修理行動と政策の概要—「リペア・リユースと循環経済」特集にあたって—, 廃棄物資源循環学会誌, 第 35 巻, 第 3 号, pp. 153-160 (2024)
- 6) 嶋田弘史, (要約) 渡辺浩平: おもちゃ病院—おもちゃドクターの挑戦—, 循環とくらし, 第 4 号, pp. 54-57 (2013)